

# 令和元年度第3回印西クリーンセンター環境委員会

## 会議録(概要版)

1. 期 日 令和元年12月7日(土) 午前10時から12時まで

2. 場 所 印西地区環境整備事業組合3階大会議室

### 3. 委員出欠状況

☆甲 ( 9名中 9名出席)

- |             |           |                |           |
|-------------|-----------|----------------|-----------|
| 1. 組合 事務局長  | 高橋 清      | 6. 印西CC 施設班    | 海老原 雅美    |
| 2. 組合 庶務課長  | 朝倉 勇治     | 7. 印西市クリーン推進課長 | 伊藤 章      |
| 3. 印西CC 工場長 | 小川 和弘     | 8. 白井市環境課長     | 金井 正      |
| 4. 印西CC 施設班 | 副参事 土佐 光雄 | 9. 栄町環境協働課長    | 芝野 浩一(代理) |
| 5. 印西CC 業務班 | 主幹 長沼 徳雄  |                |           |

☆乙 (26名中 22名出席)

- |                |        |                       |        |
|----------------|--------|-----------------------|--------|
| 1. 小倉町内会       | 綿貫 繁男  | 15. 小倉台アビック21自治会      | 竹中 美保  |
| 2. 牧の木戸一丁目自治会  | 木曾 修   | 16. ファーストスクエア小倉台団地自治会 | 高橋 泰   |
| 3. 木刈三丁目町内会    | 中村 吉男  | 17. セカンドスクエア小倉台団地自治会  | 不在     |
| 4. 木刈四丁目自治会    | 前田 美鶴  | 18. サードスクエア小倉台団地自治会   | 関戸 久美子 |
| 5. 木刈五丁目自治会    | 笠原 好夫  | 19. 原山西町内会            | ○欠席    |
| 6. 内野町内会       | 不在     | 20. 木刈一丁目町内会          | 佐藤 晃三  |
| 7. 内野西団地自治会    | ○欠席    | 21. 榎ヶ丘自治会            | 土橋 一仁  |
| 8. 内野東団地自治会    | 早川 憲彦  | 22. 高花二丁目北自治会         | 宮下 雅彦  |
| 9. 内野中央団地自治会   | 二見 隆   | 23. ミッドホーム千葉桜台自治会     | ○欠席    |
| 10. 内野南第二団地町内会 | 村上 宇多子 | 24. 桜台三丁目自治会          | 仲川 賢次  |
| 11. 原山中央自治会    | 猿子 法子  | 25. ガーデンハウス木刈自治会      | 内山 謙二  |
| 12. 原山町内会      | 原澤 良知  | 26. 大塚三丁目自治会          | 大澤 幸展  |
| 13. 高花一丁目自治会   | ○欠席    | 27. コネクト原山町内会         | 渡辺 俊一  |
| 14. 高花四丁目町内会   | 岩井 邦夫  | 28. 原山花の丘自治会          | 鶯野 実希  |

☆傍聴者 1名

☆事務局 2名

## 会議次第

1. 開会
2. 議長選出(甲側委員)
3. 議事録署名人の選出
4. 議事
  - (1) 印西クリーンセンター操業状況について
  - (2) 次期中間処理施設整備事業の進捗状況について
  - (3) 印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書に関する見直しについて
  - (4) 台風の被害による搬入ごみについて
  - (5) 自治会からの質問事項の回答について
5. その他
6. 閉会

### 配付資料

- ・令和元年度第3回印西クリーンセンター環境委員会 次第、委員名簿、席次表
- ・報告事項1 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について
- ・搬入車両数と搬出車両数について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(資料1)
- ・印西クリーンセンター放射性物質に関する報告について・・・・・・・・・・・・(資料2)

- ・次期中間処理施設整備事業の進捗状況について・・・・・・・・・・（資料3）
- ・印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書に関する見直しについて・・・・（資料4）
- ・台風の被害による搬入ごみについて・・・・・・・・・・（資料5）
- ・自治会側から事前に提出された資料(写し)について・・・・・・・・・・（資料6）
- ・自治会側からの質問事項に対する回答書について・・・・・・・・・・（資料7）
- ・令和元年度印西クリーンセンター周辺臭気調査報告書・・・・・・・・・・（別冊）

#### 4. 議 事

##### 議題（1）【印西クリーンセンター操業状況について】

##### 表－1）令和元年8月～令和元年10月ごみ搬入量、焼却量

- ・令和元年8月のごみ搬入量は4,133トン（うち事業系 1,128トン）、ごみ焼却量は2,934トン。
- ・令和元年9月のごみ搬入量は4,280トン（うち事業系 1,160トン）、ごみ焼却量は3,918トン。
- ・令和元年10月のごみ搬入量は4,224トン（うち事業系 1,166トン）、ごみ焼却量は3,987トン。

##### 【令和元年度排出ガス測定、騒音・振動測定、処理水の水質測定、重金属測定、ごみ質分析等】

##### 表－2）排出ガス測定

- ・有害物質（ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、水銀）は、2号炉（測定日令和元年7月16日）、3号炉（測定日令和元年8月29日）で測定を行いました。ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素は全て協定値の範囲内、水銀は国で定めた規制値以下でした。
- ダイオキシン類は、2号炉（測定日令和元年7月31日）、3号炉（測定日令和元年8月29日）で測定を行いました。値は全て協定値の範囲内でした。
- 処理飛灰に含まれるダイオキシン類は、2号炉（測定日令和元年7月31日）、3号炉（測定日令和元年8月29日）で測定を行いました。値は全て協定値の範囲内でした。

##### 表－4）悪臭物質測定

- ・悪臭物質測定（測定日令和元年7月24日）の測定値は、全て規制値、協定値の範囲内でした。

##### 表－5）臭気濃度測定

- ・臭気濃度測定（測定日令和元年7月24日）の測定値は、全て目標値以下でした。

##### 表－7）大気測定仮設局舎による測定

- ・令和元年7月25日から8月23日まで、木刈中学校の駐車場において測定しました。測定期間中に光化学オキシダントの1時間値が環境基準値を超えた回数が15回ありました。また、光化学スモッグ注意報が発令された日はありません。

##### 表－9）ごみ質分析

- ・ごみ質分析（測定日令和元年8月1日）の測定値は、紙類49.1%、厨芥類4.7%、布類1.2%、草木類18.7%、プラスチック類23.1%、ゴム類0.7%、金属類1.8%、ガラス類0.0%、セト物、砂、石0.0%、その他0.7%、水分38.2%、見掛比重が0.126kg/ℓ、低位発熱量は2,680kcal/kgでした。

##### 表－10）気象測定結果

- ・気象測定結果は、悪臭物質、臭気濃度の測定日の気象状況です。

##### （令和元年8月～10月搬入車両数）

- ・令和元年8月4,325台、9月4,160台、10月4,445台。4月から10月の計で29,657台、前年度の同時期と比べ781台増、2.70%増です。

##### （令和元年8月～10月搬出車両数）

- ・令和元年8月145台、9月151台、10月185台。4月から10月までの類計で1,114台、前年同期と比べ39台増、3.63%増です。

##### 【印西クリーンセンター放射性物質に関する報告について】

印西クリーンセンター放射性物質に関する報告です。焼却灰の放射性セシウムの測定結果は、直近11月で飛灰が288ベクレル、主灰が61ベクレルでした。排ガス中の放射性セシウムの測定は、月1回行っており、これまで検出されたことはありません。

空間線量の推移は、印西クリーンセンターの敷地内と敷地境界で計9地点を週1回測定しており、そのうち第2地点、第3地点、第4地点、第6地点の4地点の月平均、クリーンセンターから見て東西南北となる、4地点の月平均を載せています。直近の10月時の測定平均で一番高いのは西側、クリーンセンター出口で、第3地点の0.091マイクロシーベルトでした。

同じページの下の段をご覧ください。焼却灰の処理状況については、放射性物質の測定結果より基準値8,000ベクレル以下を確認し、印西地区一般廃棄物最終処分場へ埋め立て処理をしています。令和元年10月末現

在の搬出先及び処理量は、記載のとおりです。また、当初発生した基準値を超えた指定廃棄物130トンは一時的保管を継続中です。

### 【令和元年度印西クリーンセンター周辺臭気調査業務報告について】

別冊の資料をご覧ください。令和元年度印西クリーンセンター周辺地域臭気調査業務報告書です。臭気に関する専門機関である「におい・かおり環境協会」と委託契約し、7月24日に実施しました臭気調査の結果を今回報告します。資料の最後に、当日のクリーンセンターの操業状況、測定時間中の焼却量、燃焼温度を記載しています。

初めに1ページをお開きください。調査の概要です。印西クリーンセンター周辺で確認されている臭気の実態を把握するため、印西クリーンセンターとその周辺1.5キロメートルの範囲について、同協会の臭気判定士による臭気判定調査を実施しました。調査の実施内容は、昨年度と同じく、1つ目として印西クリーンセンター排ガスの臭気判定、臭気の質や強さ、2つ目として印西クリーンセンター周辺の臭気判定、同じく臭気の質や強さ、漂う頻度など、それから3つ目として周辺の臭気判定におけるマッピング、地図上に落とすものと印西クリーンセンター排ガスの臭気との判定、そちらをまとめたものの報告です。

2ページをご覧ください。印西クリーンセンター排ガスの臭気判定になります。当日の煙突出口の臭気濃度測定は2号炉で実施したため、本調査も2号炉から試料を採取しました。調査内容は、記載のとおりです。判定方法ですが、においの強さに関しては6段階の臭気強度表示法に当てはめて判定するものです。表2-1になりますが、ゼロが無臭、3が楽に感知できるにおい、5が強烈なにおいといった6段階に分けてあります。また、臭質に関しては調査員3名が感じたままのにおいを表現するものです。

3ページの表2-2をご覧ください。臭気強度の判定結果は、2.0、3.0、2.0、この3名の平均が臭気強度2.5という結果でした。臭質ですけれども、焦げ臭ではなく、3名とも塩素のようなすつとしたにおいであるということ表現しており、これは平成27年度からの調査の臭質と変わらない状況です。

4ページをご覧ください。印西クリーンセンター周辺の臭気判定になります。調査目的は、においの質と強さを周辺、拡散された場所でどう感じるかという方法です。調査日時は、同じく7月24日、調査地点は表3-1に記載しております印西クリーンセンターの外周3カ所、図3-1のA、B、C、3地点と、印西クリーンセンターの周辺、こちらについては昨年度と同地点の26地点を選定しました。次の5ページの図3-2に記載しています。

印西クリーンセンター北側入り口から地点の1番、棒で印西クリーンセンターを表示しているところの1番から印西クリーンセンターの北東部、印西市泉地区の26番まで、半径1,500メートルの範囲内で実施しました。調査項目と判定者については、測定地点における臭気強度と臭質と頻度について3名の調査員が判定し、記録します。また、同時に風向、風速等の気象状況も測定しています。各地点で30秒間の測定を行い、おのおので評価しています。評価項目は排ガスの臭気判定と同様、6段階臭気強度表示法によります。使用機材は表3-3の記載のとおりです。

7ページに県が設置した大気汚染常時監視測定局の当日におけるデータを、8ページに調査ポイントの測定した気象条件を記載しております。風向の出現頻度に多少のずれがありますが、当日はおおむね北寄りの風、気温は30度、風速2メートルでした。

9ページに印西クリーンセンター外周、A、B、Cの3地点の臭気測定結果、10ページに印西クリーンセンター周辺26地点の臭気測定結果を記載しております。排ガス測定時に臭気調査員が感じた臭質である塩素臭を対象臭気とし、それ以外のおいを非対象臭気に分別しました。表3-6、印西クリーンセンター外周3地点の測定結果になります。表の左から測定地点、判定開始時刻、風向、風速、対象臭気の臭気強度、対象臭気の出現頻度、非対象臭気の臭質、非対象臭気の臭気強度、非対象臭気の出現頻度と表記してあります。上段からA地点、印西クリーンセンター北側地点では10時24分に判定開始、風は無風、対象臭気の臭気強度はゼロの無臭、対象臭気の出現頻度はなし、非対象臭気に関してもなしという結果でした。このような見方をさせていただいて、次にBの西側地点、それからCの南側地点ということになります。対象臭気の臭気強度及び出現頻度は、いずれもありません。非対象臭気もないという状況でした。

10から11ページをご覧ください。表3-7、印西クリーンセンター周辺26地点の判定結果になります。表の構成、記載方法は前の表と同じです。左から測定地点、測定開始時刻といった記載になっております。ナンバー1からナンバー26までの測定地点において、対象臭気に関しては全て確認されませんでした。なお、非対象臭気としては草木のにおい、食品のにおい、自動車排ガスのにおい等が確認されています。

12ページをご覧ください。記録写真の3-1から17ページの写真3-29までは測定時の写真撮影したものです。飛びますが、18ページをご覧ください。印西クリーンセンター外周3地点の臭質と臭気強度の判定結果

を臭気マップとして表したものです。対象臭気がないで、非対象臭気もまばらであることから、単調な図面になってしまい、見づらいことをご了承願います。

19ページ、20ページをご覧ください。こちらは、周辺26地点の結果をあらわしたマップになっています。においがなかったということで状況は、先ほどと同様に単純な図面になっています。

21ページをご覧ください。最後にまとめとして記載しております。調査方法は、例年どおりで、印西クリーンセンターの煙突から排出されるものにおいを把握し、印西クリーンセンター周辺の臭気の実態把握を行いました。その結果、対象臭気は印西クリーンセンター周辺で感じられませんでした。一方、非対象のにおいは、固定発生源と思われる草木のにおいや食品、排気ガス等のにおいが主でありました。

以上の結果から、今回の調査の条件下においては、印西クリーンセンターの煙突から排出される臭気の影響は確認できませんという調査結果を得られました。

また、調査実施日に実施した印西クリーンセンターでの臭気濃度測定の結果は、先ほどの資料9ページに記載しております。

### 【質疑応答】

[乙委員]	<p>質問が3つあります。1番目は4ページの表を見ると、1人1日当たりのごみの量が印西市は他の2市町に比べて多いです。これは何で多いのでしょうか。これを減らす努力は何かされていますかというのが1つの質問です。</p> <p>2番目は騒音を測定していますが、測定の条件として本来であれば暗騒音を測定し、焼却炉の運転状況、何炉運転とか、そういう条件が整はないと正確な騒音測定データにならないと思うのですが、これが抜けていると考えます。暗騒音を測ろうとすると、施設を全部止めないと測れないのでしょうけれども、以前に測っているはずですよ。騒音測定値の最高が規制値と同じ50デシベルになっている。騒音はかなりでているのかもしれない。</p> <p>3番目は資料最後の欄に焼却量がトンで出ています。単位はトンパーアワーですね、確認ですが、1時間当たりの焼却量ですね。もしそうだとしたら、これは炉の定格からいったら、100トンパーデーで、24時間で割るとたしか4.17トンパーアワーですよ。</p>
[甲委員]	済みません。資料の何ページか教えてくださいませんか。
[乙委員]	別冊の臭気報告書の最後の21ページの表です。
[乙委員]	臭気調査業務報告書の21ページの最後の表ですが、焼却量【t】と書いてあります。これはトンパーアワーだと思うのですが、一日の最大焼却量は100トンパーデーとすると、1時間当たりの焼却量は4.17トンパーアワーです。当日の焼却量はこれをオーバーして入り時間帯が多く一番多く焼却している時間帯は5.01トンパーアワーです。これは、処理能力に対してオーバーしていますが、何%まで許されるか。最後は20%以上のオーバーですよ。
[甲委員]	<p>まずは、7ページの騒音、振動の件ですが、騒音、振動の暗騒音は測定していません。炉の運転しているときの騒音、振動を測定します。この騒音、振動測定時に立ち会っていますが、464号線の車の騒音、振動の測定値の影響が大きいです。工場以外の騒音、振動は測定委託業者が全部チェックをして除きますが、それでも464号線の車の走行音が途切れないので、車の騒音を含みながら測定している状況となっています。</p> <p>それから、臭気調査報告書の21ページの焼却量は、ご指摘のとおりトンパーアワーです。1時間当たりの焼却量がオーバーしているというご指摘ですが、クレーンでつかみますと、1トン以上つかんでしまいます。時間によって差が有り、12時は3.2しかありません。時間内に3回、4回、または1分に投入して59分に投入してしまうと、4回ないし5回つかんでしまうときもあります。ですが1日の焼却量100トン以内というのは、厳守していますので、そのへんは県からも了解をいただいています。</p>

[甲委員]	<p>印西市です。印西市の1日当たりのごみ量が多いということで、どのような事業展開をしているかとのことですが、当市の事業として展開している主だったものでは、出前講座を実施しているところです。こちらは、市民からの選ばれたクリーンアドバイザーと協力しながら、各地域からの要望により講座を開催しております。年間数百名の方が受講されている状況です。</p> <p>その他の施策としまして、生ごみ処理容器及び容器、機器に対します補助金を支給し、生ごみの減量化にご協力をいただいています。また、有価物の集団回収ということで、各町内会、自治会、各団体等で有価物の回収をしていただき、1キロ当たり6円の補助金を市から支給しまして、地域の皆様の協力により減量化をしていただいているところです。</p> <p>それぞれの地域におきましては、先ほどのクリーンアドバイザーとして出前講座等に協力していただいている方とは別に、クリーンパートナーを各地域から選出していただきまして、地域のごみ出し方や集積所のパトロール等に協力をしていただき、ごみの減量に努めているところではございますが、白井市、栄町と比較しますと、印西市がやや毎回多いような状況が続いているところです。</p>
[乙委員]	<p>今の説明はわかりましたが、余り効果がないように感じます。もっと別なやり方を考えなくてはいけないのではないですか。</p>
[甲委員]	<p>いずれにいたしましても、さらなる効果を生むための施策は随時検討していかなければならないと、我々も感じているところです。</p>
[乙委員]	<p>今の件の関連ですけれども、前にも提案したことがあったと思うのですが、印西地区は新しい住民が増えていることもあり、余りごみの出し方を理解していない方が多いのではないかと。地域別で、どこが一番多く出しているのかを発表して、そこを集中的に指導したらどうかということを提案したことがあります。それはちょっとできないと断られました。私もクリーンアドバイザーをやっているのですが、熱心な自治会、町内会と熱心でないところがあるように感じます。出前講座も年間100回ですか。</p>
[甲委員]	<p>30回前後ぐらいかと。全体で800、900人前後ぐらいの参加だったとは思いますが、済みません、詳しいデータがありません。</p>
[乙委員]	<p>だから町内会、自治会の数から言うと、ほんの一部しかやっていない。その辺を非常に感じて、やはりごみを多く出す地域を重点的に教育やPRをしたほうが効果があるのではないかと。自分たちが、どれくらいごみを多く出しているかというのを地域別で発表されたことがないから、自覚していないということがあります。あと、クリーンパートナーを選んでいますが、空白の地域が結構あると思うのですが、その辺はどうですか。</p>
[甲委員]	<p>クリーンパートナーは、全地域で110名前後の方を委嘱しています。</p>
[乙委員]	<p>110自治会ということですかね。</p>
[甲委員]	<p>いいえ、印西市内の自治会数は180ぐらいかと。</p>
[乙委員]	<p>全部の自治会から選ばれているわけではないということですね。</p>
[甲委員]	<p>地域からの選出がない地区もございます。そういったところに関しましては、引き続き要望活動をしているのですが、選出されていない自治会等もあるというのは事実です。</p>

[乙委員]	全地区からクリーンパートナーが選ばれているわけでもないということでもありますし、もうちょっと重点的にやったらどうかなど。ごみを多く出している地域を重点的にPRすることの必要性を私は痛切に感じているのですけれども、そういうことは考えていないのですか。それについて、調査したことがありますか。どこの地域が一番多いとか、ほかの地域と比べて平均より50%多いとか、そういうデータがありますか。やろうと思えばできますよ、データがあるのですから。
[甲委員]	済みません、収集運搬につきましては、市ではやっていないので、総量のデータにつきましてはわかりませんが。
[乙委員]	クリーンセンターではつかんでいるのか。
[甲委員]	地域ごとで集計をやられているかどうかは、わかりません。原単位になりますと、持ち込んだ市の量に対しまして人口で割り返すという形のデータになります。その他のデータというのは市ではわからない状況です。
[乙委員]	それは、ぜひ把握してほしいと思います。それから、一つ言えるのは、栄町は以前、この3市町の中で一番原単位が悪かったですね。それが急に良くなっている。このデータでもあるように、非常にうまくやっている感じがするのですけれども、どうして原単位がよくなったのか。かなり努力されているから、こういう結果になったのかなと思うのですけれども、その辺、栄町はどうですか。
[甲委員]	今、印西市でもいろいろな施策をやりながらごみを減らしていくという話がありましたが、栄町では、それにプラスして、モデル地域を定めまして生ごみの堆肥化を行っています。可燃ごみの中で割合の多い生ごみを減らすという目的で、クリーンセンターに持ち込まずに、別の手段での有効利用を毎年、頭を悩ませながら事業を進めています。
[乙委員]	具体的にどういうことですか、生ごみを減らすというのは、生ごみをコンテナに持っていくとか、燃やすごみとしてではなくて。
[甲委員]	集積所収集によるクリーンセンターへの持ち込はせずに、生ごみだけを各家庭で分別してもらって、それを栄町内の収集運搬業者のプラントの堆肥化施設へを持っていきます。通常の収集とは、別の手段でプラントまで運んで堆肥化をしています。量的にはそれほどでもないのですが、そういった努力が減量化につながっているのかと思います。
[乙委員]	堆肥化は、私もすごくいいと思うのですが、使う場所がないと結局それはごみになってしまう。その辺はうまくやっているなという感じがするのですが、どんな努力をされているのですか。農家に配るのですか、売るのですか。
[甲委員]	基本的にはこん包して袋詰めにして無人販売の販売所で売っていたり、あるいはプラントに取りに来ていただければ無料で差し上げたりしています。
[乙委員]	うまく利用されているということですか。行き先がなくて結局燃やすごみになってしまうことは、ないですか。
[甲委員]	今のところはないです。
[乙委員]	それはないのですね、わかりました。ぜひ参考にさせていただきたいなと思います。
[乙委員]	今の件に関連するのですが、次期処理施設の1人当たりのごみ量は、幾らで計画していましたか。大分この資料の数字より下だと思うのですが。

[甲委員]	1人当たりの数字は、即答できなくて申しわけございません、データを今は持っていません。1日の処理能力としては、ごみ処理基本計画の中で156トンを達成できるようになっております。ただ、この資料のデータに出ていますとおり、ごみ量が減らないという状況が続いていくことになりますと、その処理量で対応できるのかどうかの議論をしなくてはいけないこともあり得ると、考えております。
[乙委員]	では、今の1日の処理能力156トンは、1人当たりのごみの発生量と人口を掛けて積算しているはずなので、もとのデータはあるのですね。
[甲委員]	ありますが、今手持ちの資料がないので細かい数字のお答えはできません。申しわけありません。
[乙委員]	では、この資料の527gよりもずっと下だと思っております。
[甲委員]	それはよりは下です。
[乙委員]	だったら、それを公開して、次期施設のごみ処理量、設備の計画はこうなっていて、でも現状はこうなのでもっと努力してくださいとか、そういうPRしてもいいのではないですか。
[甲委員]	減量していただく方法、目標等を皆様にご提示して、減量に協力していただくには、いろいろな方法があると思います。その辺は構成市町と打ち合わせしながら、減量対策を考えていきたいと思っております。
[乙委員]	今回報告書の4ページにごみの発生量がありまして、今、災害廃棄物がすごく話題になっています。台風とか洪水で災害廃棄物がたくさん出た地域は、今までごみを置いていなかった場所に集めて、それを業者が燃えるものと燃えないごみを分けて処理します。災害が大きいところでは処分まで2年かかると聞いています。そういう大変な地域がありまして、その災害廃棄物を災害に遭っていない地域に処理をお願いするという話が新聞報道等に出ています。報告書のデータの9月、10月は災害廃棄物が千葉県から出た時期なので、それがこの表に反映されているかなと思って興味を持っていたのですが、データを見ると反映されていないというか、災害廃棄物が出ていなかった。栄町から災害廃棄物が結構出たという話も聞いているのですが、それが反映されていないというのはなぜなのかなど。私が気になっているのは災害廃棄物がたくさん出たときに、報告書のデータにそれが反映されるのかどうか。例えばあれは特別だから今回のデータには一切出ていないのか。でも、実際はクリーンセンターで焼却しているのに、そのデータが我々の目には触れないところに行ってしまうのかなど心配しているのですけれども、どうなのでしょう。一切、栄町から出なかったというならいいのだけれど、災害廃棄物が発生しているということを知ったものから、そこを教えてください。
[甲委員]	栄町の災害廃棄物が多かったという今お話なのですが。
[乙委員]	いや、多かったとは聞いていないのですが、災害廃棄物が発生したと聞いたのですけれども。
[甲委員]	県内では、この構成市町は少ないほうだと捉えています。
[乙委員]	あるけれども、少ないほうだった。
[甲委員]	そうですね。それで、ものによっては環境省の災害廃棄物補助金制度の対象になりますので、それを利用して、クリーンセンターに持ち込まずに処分しています。
[乙委員]	クリーンセンターには持ち込んでいないのですか。業者が処理しているということですか。

[甲委員]	委託契約により、業者が処分しています。
[乙委員]	費用は全額国の負担ですか。
[甲委員]	2分の1の負担です。
[乙委員]	だから、構成市町の地域から発生したけど、このデータには載っていないのですね。
[甲委員]	例えば瓦が飛んでしまって雨漏りして、布団がぬれてしまったのでクリーンセンターに持ち込まれた、それは栄町も災害廃棄物として把握はしていません。災害を受けたものがどの程度ここに搬入されているかはわかりません。
[乙委員]	量がわからない。
[甲委員]	その質問を事前にいただいていたので、22ページの資料5のまとめさせていただいております。そこを読んでいただくとわかるかと思いますが、今回は災害廃棄物として他市から持ち込まれたものはございません。この構成市町管内ではどのくらいかということですが、大きな災害が発生しますと、構成市町がストック場所を設けて、クリーンセンターに搬入できるもの、できないものを分別し、それからの搬入となりますが、今回はそういう対応を構成市町がしていません。通常のごみ収集の中で、一般のごみと一緒に入ってきているので、その量がどのくらいかという把握できない状況です。ただ、前年度と比較すると、457トン多くなっています。この中には9月の台風で停電になり、冷蔵庫の食べられなくなったものなども、含まれているのだろうという想定はできますが、その量の把握まではできないことをご理解いただければと思います。
[乙委員]	本来、災害廃棄物は別途に処理する、先ほどの栄町のように。ただ、どれくらい出ているかは、行政側としても把握しなければいけないのではないかと。例えば四百何トン増えたので、多分そうだろうと言っても、我々は毎日ごみの減量に努力している。努力しているのに災害廃棄物が出たためにその量が多くなってしまった。それは災害廃棄物だから我々の努力とはまた別の話です。住民側はそう思うのですが、それがデータとしてあらわれていないというのは困ったものだなと私は思います。その辺はどうですか、難しいのですか。今回はたまたま、災害廃棄物が少なかったから、その程度で済んだのかもしれないけれども、災害が毎年のように起きるのではないかと報道もありますよね。それに対して我々も、当然ごみが発生しますから、災害廃棄物をどう処理していくかを検討して、その対策を考えておかなければいけないと思います。例えば、災害廃棄物を集積する場所も決まっているのだろうか。発生すれば、トラックとかに積んで、自分たちで持っていきますよね。業者に頼むことありますが、収集車は災害廃棄物を回収しないですよね。そういうことも含めて、災害に対するごみ対策を印西地区でも考えておかなければいけないのではないかと私は思います。どうなのでしょう。
[議長]	これは組合、構成市町どちらですか。防災計画についてで、よろしいですか。
[乙委員]	話題にもならないのですか。そんなことはないですね。



[甲委員]	印西市です。災害ごみと言う前に、まずは災害についての対策が、各自治体にあると思うのですが、災害に対する計画書があります。その中で、災害の規模をそれぞれ想定いたしまして、それに見合った、避難所や発災した場合の対応について、マニュアル化をしております。ごみについても災害廃棄物処理計画を当市はつくっています。当市では、地震が発生した場合を想定し、直下型マグニチュード7.3規模の地震が発生した場合を最大として、その際のごみ量を算出しています。今回の台風の被害におきましては、幸いなことに通常の範囲内での集積所収集が可能であったことから、災害ごみの仮置き場を設置せずに処理をしたところですが、しかし、大規模災害が起きた場合には、集積所収集では間に合わないことが予想されることから、それとは別に、災害ごみの仮置き場が必要になります。報道で見られておりますように、広大な土地に各個人が車両でごみを持ち込んでいたのですが、そういった場所の検討をしているところですが、今そういった段階に来ているところですが、
[乙委員]	その仮置き場の場所は決まっているのですか。
[甲委員]	決定しているところは、今はございません。検討している最中です。
[乙委員]	では、災害が発生して初めて今回はここに置きましょうと広報するのですね。
[甲委員]	発災してからですね。被害が起きましてから、その状況に応じて必要な場所に決める。決めた場所が余りにも遠くではだめなので。
[乙委員]	余り遠くでもね。
[甲委員]	かといって、近くで適地がなければ遠いところになります。大きさに5,000㎡以上の面積が必要です。1,000㎡、2,000㎡ぐらいの土地ですと、ごみが置ききれないという状況が考えられますので、最低でも5,000㎡以上のまとまった平坦な土地がなければいけないというようなところですが、発災の現場に近いところになるかというのは、その状況に応じて検討します。仮置き場にしたい場所があっても、そこが発災で道路が寸断されれば、そこに行くことができません。そういった諸条件を加味しながら、最終的には災害が起きたときに判断をさせていただくこととなります。また、今回の台風被害では、家庭から出る燃えるごみについては、通常の収集で対応できたところですが、当市でも、クリーンセンターでは処理できない瓦、幹の太い木、長いトタンなどが発生しており、クリーンセンターで処理できないものは、事前に申し込みをさせていただいて、職員による回収をし、委託処理まで当市の負担でやっているところですが、
[乙委員]	他の市町はどうですか。
[甲委員]	白井市です。当市の場合は、印西市が先ほど言っていた災害廃棄物処理計画をまだ作成していません。
[乙委員]	作成していない。
[甲委員]	今、作成しているところで、来年の3月をめどできればということで進めているところですが、今回の台風については、仮置き場を使うほどの災害ごみというのは出ていないと把握しています。
[乙委員]	では、家庭のごみとして処理している。一般のごみ処理計画に基づいてやっているということですね。
[甲委員]	今回は、そこまではなかったということです。
[乙委員]	栄町は先ほど聞きましたが、業者に委託しているということですか。

[甲委員]	栄町も白井市と同じように、防災計画はありますが、災害廃棄物処理計画はまだありません。今、印西市から説明がありましたように、当町においても仮置き場の候補地として、どの程度の規模、数が必要かを調査しています。被災の状況によっては、予定していた場所に運べないというケースが多々ありますので、候補地としてどこが適切なのかを拾い出している状況です。
[乙委員]	災害ごみの仮置き場は、災害が起きて次の日あたりから必要になりますよね。だから、速やかに決めなくてはいけない。1カ月後にしますなんていうことはできないものですから。そこら辺は重々ご存じだと思いますので、対応していただきたいと思います。 それから、もう一つ聞きたいのは、他の地域では災害が大きくて災害ごみがたくさん出ています。印西クリーンセンターは処理能力が十分あるので、処理を協力してくれと言われたことはないのですか。
[甲委員]	他自治体等から災害ごみの受け入れについての直接の依頼はございません。今回の千葉県内の災害は、房総地域で特に大きかった聞いていますが、県からは他の地域からでた災害ごみの受け入れが可能かという調査はありました。当組合の場合は処理能力自体が余りないので、現状での受け入れ協力は困難という旨の回答をしています。
[乙委員]	そうですか。能力がないというのはぴんときないです。200トンぐらいの能力はあるのではないですか。実際は百二、三十トンしか処理していないので、こういうときこそ余ったスペースや能力を十分に発揮すればいいと思いますが。
[甲委員]	この時期は、定期点検・修繕を11月に予定してまして、ストックがかなり増える状況もありましたので、今回は手を挙げなかったというような状況です。
[乙委員]	この近くの船橋市では受け入れを表明しているという話を聞いたので、理由はわかりました。

## 議題（２）【次期中間処理施設整備事業の進捗状況について】

資料20ページ、資料3をご覧ください。次期中間処理施設整備事業の進捗状況について、吉田地区に建設を計画している主な業務の進捗をご報告いたします。

1、施設整備、工場整備関係です。1番目として（1）建設予定地内の埋蔵文化財調査業務を行っておりまたが、今年8月9日に本調査が終わり、調査終了後の整地も10月に終了しております。今後は、来年度にかけて資料の整理を進めていく予定です。

2番目として、施設整備の基本設計、環境影響評価業務等です。これは今年度から5年間をかけて行う業務です。基本設計を進める中で、道路、上下水道、雨水排水、電気、ガス等のインフラ整備等の課題を現在整理しているところです。この予定地は、現在の地域とは違い何も整備されていない地域になりますので、それら課題を整理しているところです。

環境影響評価も5年間かけて行います。現在、事業計画の概要書を作成しておりまして、それに向けて事前の現地調査等にも入っていく予定であります。

3番目としてインフラ整備ですが、これは先ほど基本設計の中で課題を整理しているとお話ししましたが、1つ目としてアクセス道路は、詳細設計に向けて現在調査、検討をしているところです。上水道の整備については来年度から本格的に設計、工事を進める予定で、来年度は設計に着手していくということで印西市の担当課と協議をしているところです。また、下水道、その他のインフラにつきましても、同様に印西市、電気、ガスにつきましても供給企業等とのヒアリングを行って課題を整理しているところです。

2、地域振興策ですが、これは地元への対策事業です。1番目として、現在基本計画の一部変更を手がけているところです。展開エリア、建物の意匠、インフラ関係、植栽計画などを検討して、今年度中に策定をする予定です。2番目として、地域振興策予定地の地盤透水試験業務ですが、雨水の浸透能力試験を11月に行いまして、現在その分析をしているところです。

簡単ですが、次期施設の主な業務の進捗状況の報告とさせていただきます。

【質疑応答】

[乙委員]	インフラ整備のアクセス道路ですが、1番の調査、検討はどういうことをやられているのですか。
[甲委員]	今後、詳細設計をする道路の場所も最終決定にはなっていません。雨水を排水する方法についても、道路排水、敷地からの排水、そういうところも含めて道路の整備していかなければいけないところです。設計をしていくうえで、最終的な排水の調査や周辺の土地を用地として使うことの有効性とか、いろいろな課題を調査して、印西市の担当課に相談にしているところです。
[乙委員]	いや、それは③のところではないですか。
[甲委員]	②は水道、③は下水道として記載しています。
[乙委員]	排水とかをね。
[甲委員]	③下水道は、我々が使って出た汚水です。
[乙委員]	こういうことですね。以前に道路がまだ決まっていないとのことだけれども、このルート、あるいは別のルートとか、A案、B案みたいなのがあって、この道路案で、選定しようとしている。これは印西市の案件になるのかもしれないけれども、道路は市道になるわけでしょう。
[甲委員]	そういうところも含めて検討しているところです。
[乙委員]	そうすると、この場所だったら、こういうものをつくろうかということですか。何か言っていることがよくわからない。
[甲委員]	道路をどこにしたらいいかということは、基本計画の中で何案か立ててはいます。
[乙委員]	ありましたよね。それで大体決まったと。
[甲委員]	その案の中でどれがいいかというのは、組合サイドで持っているわけですが、それが最終的にいいというのは、組合だけでは決められないということです。いろいろな要因がありまして、先ほどの雨水の関係や排水先の協議だとか、そういうものを全て整えた上でスタートしなければなりません。スタートしてからやっぱりできませんでしたというわけにはいかないのです。いろいろな協議をするのに時間がかかっているということで、ご理解をいただければと思います。
[乙委員]	それはいつまでに、ここにしようとするのですか。それは、印西市になるのですか。
[甲委員]	いや、組合で案を立てて、印西市と協議をしながら決めていくということです。
[乙委員]	そうすると組合で整備して、それができ上がったら印西市に移管するのですか。市道になるのですか。
[甲委員]	それも含めて協議をしているということで、ご理解いただければと思います。
[乙委員]	これは、今年度中には無理ですね。
[甲委員]	今年度中には難しいという状況ではありますので、予算等も対応していく予定であります。
[乙委員]	では、目標はどのぐらいにまでですか。来年度ぐらい。

[甲委員]	最終の目標は令和10年度に施設を稼働させるということだと思います。それには道路であったり、いろいろな要因により、前後したりもしますが、最終的には間に合うように方策をとって令和10年度稼働に向けて進めていくというのが我々の考え方となります。
[乙委員]	地域振興策の中で、一部変更業務をやっているということですが、実際の費用の最終的な上限は33億8,100万円だったと思います。その上限まではだしますよということは議会で承認を得ています。それでは、例えばこれだけの土地を買います、こういう施設をつくりますとか、大まかには出ているわけですね。それを教えていただくことは可能ですか。
[甲委員]	基本計画の中で、今のところの用地が6億円、施設整備が20億円とか、正確な数字を持っていないので申しわけないのですが、そういう予算計画をつくったうえで動いているところです。ただ、その金額というのは、進めていく中で変更もあり得ることですので、総額33億円という範囲で対応していく考えです。
[乙委員]	その上限額が33億8,100万円。では、消費税10%を見込んだ分も入っているのですよね。消費税が8%のとき承認したから、8%のまま計算していることはないのですか。
[甲委員]	そこは協議にはなかったです。
[乙委員]	だって、着工していないのだから。
[乙委員]	33億8,100万円まで。
[甲委員]	ええ、33億8,100万円までです。
[乙委員]	10%の税込みでということですか。
[甲委員]	今回、消費税が変りましたので、その取り扱いについても話し合いが必要かと思います。
[乙委員]	それで今、変更業務をやっているということですが、中身が全然私たちにわからない。あなた方は知らなくてもいいというスタンスかもしれないかもしれませんが、本当にそうなのかなと思います。話し合いは、吉田地区の委員会みたいなものがあるって、地区の方々と、組合の次期中間処理施設の担当部署が話をして最終的に決めるということですか。
[甲委員]	毎月の地元との会議で地域振興策の内容を協議しているところです。その中で進めながら、最終的には皆さんにはパブリックコメント等で、計画内容についてお知らせすることになります。
[乙委員]	その見直しの業務は、来年の3月31日までに完了するということですか。パブリックコメントの話がありましたが、それも含めて3月31日までに完了するという意味でしょうか。
[甲委員]	今のところ、そういう予定で進めております。

### 議題（3）【印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書に関する見直しについて】

資料4になります。21ページです。公害防止協定の見直しについてです。第2回の環境委員会以降、乙側の代表者3名の委員との協議を10月24日木曜日に実施しました。この資料に記載していないお話もありましたが、一応3号炉の排ガスの基準とか協定を結んだ場合の押印の範囲とか、分析に関する測定の記載方法等お話がありましたが、この資料ではメインであります水銀の協定値と、一部条文の見直しについての資料を作成させていただきました。

まず、見直しのきっかけとなった排ガス基準、水銀の協定値についてであります。大気汚染防止法の改定が平成30年4月1日から施行がありまして、焼却施設の排ガスの測定項目に水銀が加わり、既存の焼却炉は50 $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ 、新設焼却炉は30 $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ という規制値となり、本協定書での協定値も規制値どおりの50 $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ を主張する甲側、組合側と住民側では協定値は30 $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ でという意見があり、いまだに隔たりがあります。

30 $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ にしてもらいたいという理由は、1番として千葉県内に独自に30 $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ と決めて操業している工場があること。2番目として排ガスの他の測定項目、ばいじんなり、塩化水素なりが国の規制値より下回る協定値を締結していながら、なぜ水銀だけ規制値どおりなのか。協定書の押印者である自治会長への説明ができないという意見がありました。そこで30 $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ の数値で操業している清掃工場へ調査してもらえないかという意見がありまして、調査をいたしました。流山市等の清掃工場では、大気汚染防止法の改定以前から独自に30 $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ という数値で操業しており、その詳細、数値の根拠や排ガス処理設備の内容を調査しました。

- ① 流山市クリーンセンター、2004年竣工、規制値は京都市でのデータを参考としたそうです。分析計はありません。排ガス処理設備としては集じん器、洗浄塔、触媒反応塔を備えています。
- ② 柏市南部クリーンセンター、2005年竣工、規制値も流山市同様、京都市のものを参考としています。分析計はありません。排ガス処理設備としては集じん器、洗浄塔、活性炭吸着塔、触媒反応塔を備えています。
- ③ 千葉市新港クリーンエネルギーセンター、2002年竣工、規制値は、同様に京都市のものを参考としています。分析計はありません。排ガス処理設備は集じん器、洗浄塔、脱硝反応塔を備えています。
- ④ 印西クリーンセンターを比較のために載せました。1986年に1、2号炉の竣工、1999年に3号炉を竣工しております。分析計はありません。排ガス処理設備は集じん器と反応塔を備えています。

4番目として、ちょっと済みません、「公」の字が抜けていますが、公害防止協定書の文言についてご意見がありましたので載せました。公害防止協定書第10条、異常時に対する措置に関する条文について。本条文の後段に第6条に定めた協定値、排ガスの協定値です。超えた場合、速やかに操業の停止等の措置を講ずるという表記があり、そこまでの強硬な表現はいかなものかという意見がございました。他の清掃工場の協定書を参考にしたらどうかというアドバイスもありまして、他の清掃工場での地域住民との協定でよい表現があれば、それを参考にしたいと思い、インターネット等で調査しましたが、なかなか公表している清掃工場は少なく、これに関しては、現在も調査中であります。

#### 【質疑応答】

[乙委員]	私はこの委員を担当しているのですが、お聞きしたいのは、印西クリーンセンターの排ガス処理装置として集じん器と反応塔についてですが、粉末活性炭を含んでバグフィルタにくっつけて、活性炭の能力を発揮しているとは聞いているのですけれども、そのことはどこにも触れていないのですがなぜですか。また、反応塔というのは何ですか。
[甲委員]	反応塔は、消石灰を水で溶いて、霧状にして噴霧しています。そこで、SO <sub>x</sub> 、HC1を除去しているものです。反応塔の前に活性炭を吹き込んでいます。それを反応塔に排ガスを送り込んで、その後、集じん器、一般的にバグフィルタと呼んでいますが、バグフィルタでばいじんを除去して排ガス処理を行っています。
[乙委員]	粉末活性炭を使っていて、吸着能力が非常に高いわけですね。これは水銀を除去するのに非常に効果があるという文献とかを見ているのですけれども、それは考慮に当然入れていますよね。水銀に効果があるよと。
[甲委員]	それは、効果があるかどうかの検証なのですけれども、もちろん集じん器ですから、一応ほこりはつかまえることができます。ただその①から③の3つのクリーンセンターの排ガス処理を見ていただくと、3つとも洗浄塔、これは水洗浄を行っているところなのです。やはり水洗浄を行うと、その排ガス処理は大きく数値が下がるというデータは見ています。うちのほうの、それは、洗浄塔が無いから悪いという分けではないのですけれども、設計のその年も違うといったところから、その辺の排ガス処理の差が出てきているのかなというのかなというのは感じています。

	<p>これは、ちょっと調べればわかると思うのですが、活性炭、吸着塔がなくても、活性炭を吹き込んで、それが集じん器のバグフィルタのところにくっつきまして、一種の活性炭の吸着塔になっているので、これは水銀除去にもかなり効果があると文献にも出ています。わざわざそれを除いて表現しているというのは、クリーンセンターで、吸着塔がないから無理なんだと。もっと厳しくするのは無理という意見であれば、それは違うぞとお伝えします。</p> <p>それから、4番の異常時の措置です。協定値を上回ったら直ちに装置を止めなければいけないという、今の公害防止協定の協定値の考え方は、これはおかしいのではないかと考えています。どんな場合も瞬間で数字が協定値を上回ったから止めるということは、普通は常識的にはしないですよ。測定値がおかしいかもしれないし、なぜこうなったかと必ず調べますよね。しかもその測定値は、水銀も自動測定しているわけではないで、ある一定の期間がかかって、1カ月後に結果が出てくるという話です。私は協定値の表現が、例えば異常時に対する措置として本装置を止めるというふうに断定しないで、止める等の措置に「等」と入れればいいのです。そこで、どう判断するかはいろいろな要件がありますから、組合で考えればいいのです。とにかく瞬間的に出て、1カ月後に協定値を超える結果がでたからといって、装置を止なければならないということは、普通はやらないですよ。もう一回測ってみようとか、そういうことになるはずなので、現実的でない。即止しなければいけないからといって、水銀の協定値を厳しくしようという考えに反対するのだったら、そちらのほうを変えるべきだと私は思います。</p>
[甲委員]	<p>最初の排ガス処理へのご意見ですけれども、私は、洗浄塔がないから困難とか、そういう回答をしたつもりはないです。当クリーンセンターも集じん器、反応塔を備えていますので、十分な能力を発揮できると思っています。ただ、5ページの表に先ほど水銀の計測値を発表しましたが、燃えるごみの中にガス状水銀の数値が出ています。ということは、可燃ごみの中に水銀が入っているのです。可燃ごみの中に水銀がなければ、本当に排ガス処理は、もっと簡単なものでいいのかなと思っています。ただ、この水銀の数値が出ている現状で、これ以上の水銀が入った場合は、我々の工場では処理できなくなってしまう。もちろん数値を下げるが必要になり、今の設備ですと大変厳しいものがあります。国の規制値は<math>50\mu\text{g}/\text{Nm}^3</math>です。<math>50\mu\text{g}/\text{Nm}^3</math>を守るといのが第一条件のかなと感じております。</p>
[乙委員]	<p>今言われたことは、2号炉、3号炉が前回<math>50\mu\text{g}/\text{Nm}^3</math>の規制値のところ、0.85とか1.2とか、そういう数字が水銀を計測してでていますが、何年間もNDだったのです。それが今回初めて出たということだと言われているのだと思いますが、数字を見ると非常に低いですよ。この数字をもって30を守れないというのは、私はおかしいと思う。30を超えていたら別ですけれども。</p>
[甲委員]	<p>言われることはわかります。今まで水銀をはかっています、NDの表示でした。今回は定量下限値の話になりますけれども、定量下限値が分析業者の協力によって0.24まではかかっています。今までは<math>5\mu\text{g}/\text{Nm}^3</math>でしたので、数字としてはあらわれていなかったのですが、0.24まで掘り下げると数字としてあらわれているのです。ということは、ごみの中に先ほども申しましたけれども、可燃ごみの中に水銀に関する物質が入っているのです。そういったことで、この物質が過剰に入った場合、大変厳しくなるのかなと。自分で首を絞めてしまうのかなと、そんな感じがしています。</p>
[乙委員]	<p>私が言っているのは30に協定値を決めても、30をちょっとでも超えたからといって、装置を止めなければいけないということはしなくていいと。もちろん50までいったら、それは止めなければいけないですね、国の基準ですから。そこら辺にアローワンスがあるのだから。しかも50を超えなければ、調べなくてもいいと今なっていますよね。30でもすぐに調べたほうがいいというのが、協定値の考えですから、こちらのほうが私はもっと安全だと思います。そういう基準を公害防止協定の中に反映すれば、私はもっと安全だと思います。ないほうがいいというのはおかしいと思う。</p>

[乙委員]	この資料4公害防止協定書10条の条文についてですが、本条文後段に「第6条に定めた協定値を超えた場合、速やかに操業の停止等の措置を講じ」となっています。だから、停止しなければいけないのではないかということが、今議論になっているのだと思うのですが、「停止等」と入っているので、別にこのままでいいのではないかなと思います。だって、「操業の停止の措置を講ずる」とは書いていないわけですよ。「等」という字が書いてあるのだから、要はこのままで別にいいのです。例えば悪いが、桜を見る会でも「等」が入っていたから、わあっと広がっているわけでしょう、考え方が。だから、恐らく役所の人の考え方が入ったと思うのですが、「等」が入っているので必ず停止するというわけではないわけですよ。停止を考えながら、別の方法も考えられるという拡大解釈ができるわけですよ。別にこれでいいのではないですか。この間も住民だけの会合の中でその話が出て、一応この議論はそういう話になったのですけれども。
[乙委員]	だから、解釈を変えたほうがいい。私も文言は変える必要ないと思います。「等」というのが入っているのだから。
[乙委員]	本当に協定書にそう書いてありますか。協定書に「等」という字が入っていますか。
[甲委員]	入っています。
[乙委員]	このとおりなんだよね。
[甲委員]	はい。
[乙委員]	ただ、組合の考えはとにかく「等」と書いてあろうがなかろうが、協定値を超えたら即止めなければいけない、そういう解釈なので。そこは弱ったなど、何でそういう解釈になるのかわからないのですけれども。
[甲委員]	それについては、改めて代表の方と協議いたします。
[乙委員]	ちょっと検討してくださいよ。
議長	お互いの意見と考え方のすり合わせをしていただければと思います。
[乙委員]	資料4のところに $30\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ の数値の施設をそちらで調べた結果を書いてあるが、会議のときにお話ししたのは、3番が新港ではなくて成田市と富里市で構成している成田富里いずみ清掃工場の数値だと思うのですが、なぜ新港クリーンエネルギーセンターになったのか。それと、規制値は京都市を参考と書いてありますが、京都市のどこの工場を参考にしたのか、京都市全部ですか。その条文を出典してちゃんと見せてください。
[甲委員]	代表者の方との打ち合わせの中で、私のメモした中では3工場だったので、資料の3工場を調べた。各工場に電話で問い合わせまして、どこを参考にしたのかを問い合わせしたところ、大分前のことなので、当時の担当者の方がいないので、京都市ではないのですかという回答をいただきました。この3工場を調べて資料に掲載をいたしました。
[乙委員]	人の聞いている質問に対しての答えになっていないのでは。
[議長]	この資料4の③番の新港の部分に関しては、前回の会議の中で、成田富里が入っていたのに、なぜ新港が今回の資料に載っているのでしょうかということですね。
[乙委員]	そうです。質問にちゃんと答えてください。
[甲委員]	私のメモした際の勘違いで申しわけなかったです。成田富里ではなくて新港について調査しまして、ここで発表した次第です。申しわけありませんでした。

[乙委員]	あと、出典に関しては。
[議 長]	京都市を参考にということでありましたが、京都市の規則等の資料的なものの確認をしてはあるかどうかというご質問ですね。
[甲委員]	そこまでの詳しい回答をしていただけたところはございませんでした。
[乙委員]	根拠は非常にわからないということですね。乙側委員も言われていたではないですか。それなら、ここに断定的に書かれるのは困ります。そうではないですか。
[甲委員]	そうですね。わかりました。
[議 長]	では、これに関しては表現について少し再考いただければ。
[乙委員]	時間がないので、検討してもらって、次の資料6に 부탁드립니다。

### 議題（5）【自治会側からの質問事項の回答について】

#### 質問 1. 環境省の指定廃棄物の件について

- (1) 2018年12月20日環境大臣に要望書を提出しているが進捗はあったか。
- (2) 2019年9月6日組合ホームページに「指定廃棄物容器(ドラム缶)の梱包について」が掲載された。
  - (2-1) 番号が記入されているフレコンバッグはドラム缶を梱包したものであるが、その上にあるものは何か。
  - (2-2) 2019年10月25日、組合ホームページに「指定廃棄物容器(ドラム缶)の梱包について作業中の空間放射線測定結果(\*補足追加)」として、ドラム缶2段積み的事实が掲載された。C地点は「C地点(作業場所)については毎時計測をする。」との記載があり、7月13日0.169、7月27日0.218、8月3日0.172、8月10日0.118、8月17日0.142と高い数値を示しているのはいかなる理由か。(測定位置や方法に問題はないのか)
  - (2-3) 「A・B地点については当日作業前と作業終了後に計測する。」と設定した理由は。
  - (2-4) A地点の測定結果は大きな変動が見られないが、B地点はより大きな変動が見られるのはいかなる理由か。(測定位置や測定方法に問題はないのか)
- (3) ドラム缶の測定順序と結果を記載しないのはいかなる理由か。

#### 【回 答】

- (1) 環境省の指定廃棄物の件になります。2018年12月20日に環境大臣に要望書を提出していますが、その後の進捗はというご質問です。進捗については、11月18日に印西市に確認したところ、環境省からの回答はありません。現在、陳情の日程を再度調整中であります。
- (2) 2019年9月6日組合ホームページに指定廃棄物容器指定廃棄物容器(ドラム缶)のこん包について掲載されました。
  - (2-1) 番号が記載されているフレコンバッグはドラム缶をこん包したものであるが、その上にあるものは何かというご質問です。これは、皆さんの資料23ページに写真が4枚ほどございます。その右下にこん包後のドラム缶保管状況を指しています。フレコンバッグが2段積みになっています。番号が記入されているフレコンバッグはドラム缶をこん包したものであるが、その上にあるものは何かというご質問です。その上にあるのは指定廃棄物を入れたフレコンバッグが2段積みになっています。
  - (2-2) 2019年10月25日組合ホームページ指定廃棄物容器(ドラム缶)のこん包について作業中の空間放射線測定結果(\*補足追加)として、ドラム缶2段積み的事实が掲載された。C地点は「C地点(作業場所)については毎時計測をする。」との記載があり、高い数値を示しているのはいかなる理由か。測定位置や方法に問題はないのかのご質問です。回答になります。ガイドラインに沿って測定しており、その結果になります。
  - (2-3) A、Bについて言っています。わかりにくいのですけれども、24ページの上に表がありますが、図についての測定値や方法について問題はないのかのご質問です  
違う、(2-3) A・Bでしょう。  
申しわけありません。(2-3)、「A・B地点については当日作業前と作業後に計測する。」と設定した理由はとのご質問です。回答になります。安全に作業が完了したことを確認するため測定しております。



(2-4) A地点の測定結果は大きな変動が見られないが、B地点はより大きな変動が見られるのはいかなる理由か。測定位置や方法に問題はないのかとのご質問です。回答になります。ガイドラインに沿って測定したものであり、問題ないと考えております。

(3) になります。ドラム缶の測定順序と結果を記載しないのはいかなる理由かとのご質問です。回答です。測定については、A地点からA、B、C順に測定してございます。

#### 【質疑応答】

[議 長]	回答の途中ではございますが、当初お約束の11時50分を超過しました。大変残念ではございますが、本日お約束の会議時間を超過いたしましたので、終了の目安とさせていただきます。なお、質問に対します回答につきまして、ご質問等ございましたら、大変お手数ですが、後日でも結構でございます、組合に問い合わせをいただければと思います。 それでは、議事進行にご協力をいただきまして、ありがとうございました。
[乙委員]	最後の部分はやめてもらいたいです。何か言うと、回答してあるから、文書で出しているからと、説明をちゃんと受けていないのに。それを見て、質問があったらということなのですけども、そういうことはやめてほしい。きちんと説明するのが当たり前であって、それに対する、例えば質問がまたあったりするわけですよ。それを省いてしまって、回答したからいいですと。そういうことはやめてほしい。
[議 長]	では、この決め方につきましても、ご検討していきながら事務局で回答することといたします。それでは、不慣れな進行で大変恐縮ではございましたが、ここで進行のほうを事務局にお返しをいたします。ありがとうございました。

#### [事務局]

それでは、以上をもちまして令和元年度第3回環境委員会を閉会いたします。  
本日はお忙しい中ありがとうございました。